

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱の一部改正（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
<p>北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成30年12月 1日</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、小樽市総務部新幹線・<u>高速道路推進室</u>及び小樽商工会議所内に置く。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。</p>	<p>北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成30年12月 1日 <u>改正 令和 元年 月 日</u></p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、小樽市建設部新幹線・<u>まちづくり推進室</u>及び小樽商工会議所内に置く。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和元年 月 日から施行する。</u></p>